

**消防庁長官表彰の受章**



右から三村町長、台沖副団長、藤友副団長、山吹団長

広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね発行月の11日以降から翌月10日までの行事のお知らせを掲載しています。



**子ども手当について**

●平成23年4月分から9月分までは、引き続き支給されます。

このたび、平成22年度の制度が引き続き6カ月間延長されることとなりました。これまでと同様、次の人は熊野町での申請手続きが必要ですが、

- ・出生などにより、新たに養育する子どもができた人
- ・既に受給していて、他の市町村から転入した人

※既に受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない人は、手続きの必要はありません。

※毎年6月に提出していた「現況届」の提出は不要です。ただし、10月に届け出・申請などが必要となる場合があります。

▽支給月額：1万3千円  
▽支給対象となる子ども：0歳～中学校卒業まで

彰（永年勤続功労章）を受章されました。

（生活環境課）

**熊野町まちづくり**

**協働推進事業 助成団体募集**

協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりにつながる事業に対し、その事業に要する経費の全部または一部を助成します。

対政治、宗教を目的としない非営利活動を行う5人以上の団体

▽募集期間：5月6日（金）～31日（火）

▽助成金額：1団体につき上限額20万円

※募集要項は、地域振興課、熊野町社会福祉協議会または各公民館で配布します。（町ホームページからもダウンロード可）

2 問地域振興課 ☎820・560

**情報公開制度**

**個人情報保護制度の運用状況**

▽情報公開制度の運用状況  
この制度は、町民の皆さんの請求により、行政情報の閲覧や写しの交付を行う制度です。

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における公文書の運用状況について、次のとおり公表します。

| 件数等<br>実施機関 | 請求<br>(申出)<br>人数 | 請求<br>(申出)<br>件数 | 処 理 状 況 |      |     |     |
|-------------|------------------|------------------|---------|------|-----|-----|
|             |                  |                  | 公開      | 部分公開 | 不存在 | 非公開 |
| 町長          | 1                | 2                | 1       | 0    | 0   | 1   |

※上記以外の実施機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会）については、請求がありませんでした。

▽個人情報保護制度の運用状況  
この制度は、町民の皆さんが、本人の個人情報の開示（閲覧や写しの交付）や訂正、利用停止請求を求めることができる制度です。

| 件数等<br>実施機関 | 請求<br>(申出)<br>人数 | 請求<br>(申出)<br>件数 | 処 理 状 況 |      |     |     |
|-------------|------------------|------------------|---------|------|-----|-----|
|             |                  |                  | 公開      | 部分公開 | 不存在 | 非公開 |
| 町長          | 1                | 1                | 0       | 1    | 0   | 0   |

※上記以外の実施機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会）については、請求がありませんでした。

また、請求された公文書の開示（訂正）や利用停止などをしないときは、その理由をお知らせしますが、その決定に不服があるときは、町に不服申立てをすることができず。

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間における個人情報の運用状況について、次のとおり公表します。

**障害者の補装具と日常生活用具について**

**補装具**

身体上の障害を補うための補装具の交付・修理を行っています。補装具の種類によっては、購入・修理の際、県の判定が必要なものがあります。

対身体障害者手帳を所持している人

▽種目の例：義肢、車いす、歩行補助つえ、義眼、眼鏡、補聴器および座位保持いすなど

**日常生活用具**

日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具を給付します。

対身体障害者手帳、療育手帳および精神手帳を所持している人

▽種目の例：入浴補助用具、頭部保護帽、火災警報器、点字器、ストーマ装具など

**※共通事項**

障害の程度、種類などによって、対象となる種目が定められています。また、介護保険対象者は、介護保険制度の利用が優先されます。

▽負担額：基準額の一割  
※ただし、世帯の所得状況に応じて自己負担金の上限額が設定されます。基準額を超える部分については自己負担です。なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の人がある場合は対象外となります。購入・修理前に必ず福祉課へ相談の上、申請してください。

問福祉課 ☎820・5605

**高次脳機能障害家族セミナー開催のお知らせ**

対記憶障害、注意障害、遂行機能障害および社会的行動障害などの認知障害を持つている人の家族および

その他関心をお持ちの人

| 期 日               | 内 容                    | 担 当 者                 |
|-------------------|------------------------|-----------------------|
| 5月6日（金）<br>17日（火） | リハビリテーションと本人への関わり方について | 作業療法士<br>または<br>言語聴覚士 |
| 6月3日（金）<br>21日（火） | 福祉制度について               | 支援コーディネーター            |
| 7月1日（金）<br>19日（火） | 脳損傷とその後遺症について          | 臨床心理士                 |

※時間は午後2時～3時、両日とも同じ内容です。  
所 広島県立リハビリテーションセンター

申 問 広島県高次脳機能センター  
タ 1 ☎0824・25・1455、☎0824・25・1094（メールアドレス）  
koujinou2@rehab-hiroshima.gr.jp  
mag.jp

（福祉課）